
デジタルグリッド株式会社 定款

平成29年7月31日	作成
平成29年10月16日	公証人認証
平成29年10月16日	会社設立
平成29年11月13日	変更
平成29年12月18日	変更
平成29年12月27日	変更
平成30年6月15日	変更
平成30年9月18日	変更
平成30年12月7日	変更
平成31年4月26日	変更
令和元年9月12日	変更
令和2年2月20日	変更
令和2年4月24日	変更
令和3年6月29日	変更
令和3年11月25日	変更
令和4年3月31日	変更
令和4年10月31日	変更
令和7年2月12日	変更
令和7年3月18日	変更
令和7年11月1日	変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、デジタルグリッド株式会社と称し、英文ではDIGITAL GRID Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電力と金融と情報を融合したエネルギー プラットフォーム運営事業
- (2) 前号に関する電気事業
- (3) 第1号に関する機器装置・ソフトウェアの研究開発・製作・輸出入及び販売、並びに技術提供・保守運用
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の開発、開発支援、販売、保守及び運用
- (5) 再生可能エネルギーによる発電の実績及びその価値についての証明、証明書の発行及びそれに付随するサービス事業
- (6) 電力および環境保全に関する講演会、セミナー、教育コンテンツ、書籍等の企画、立案、主催、出版、販売及びサービスの提供
- (7) 前各号に関するコンサルティング事業
- (8) 前各号に関する社会貢献型事業
- (9) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,180万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他の株式の取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

③ 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役および業務執行取締役)

第21条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

② 取締役会の決議により代表取締役のうち1名を取締役社長に選定し、取締役社長は当会社の業務を統括し、及び執行する。

③ 取締役会の決議により、取締役社長のほか、取締役の中から、業務執行取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を実施することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。